

## 水前寺活性化プロジェクトチーム会則

### (前文)

水前寺地域の住民の交流を深め、住環境の向上及び観光地や商業地としての質を高めながら、水前寺地域の活性化等に寄与する組織・運営について、以下のとおり会則を定める。

### (名称)

第1条 この会の名称は、水前寺活性化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチームトチーム」という。）とする。

### (事務所)

第2条 プロジェクトチームの事務所は、熊本市中央区水前寺公園 6-24 玄宅寺に置く。

### (組織)

第3条 プロジェクトチームは、砂取校区及び出水校区（以下「各校区」）という。」に、住所または居所を有する者（以下「住民」）という。」及び企業や団体の会員で組織する。

### (目的)

第4条 プロジェクトチームは、歴史的遺産としての水前寺成趣園や自然豊かな江津湖等を有する湧水あふれる水前寺地域の情報を熊本県内外に広く発信し、交流人口の増加を促進させることにより、観光地としての環境整備、各店舗の自助努力の応援と情報の提供等を通じて、水前寺成趣園及び周辺商店街の活性化を図るとともに、地域住民の交流を深め、楽しく安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域活性化のための新規事業
- (2) 水前寺成趣園にかかる事業の応援
- (3) 各校区における既存行事の応援
- (4) 各校区や店舗の情報発信等
- (5) 各校区住民の交流事業
- (6) 広報啓発活動
- (7) 自然災害等により甚大な被害が発生した場合の支援金及び寄付金の募集等

(役員)

第6条 プロジェクトチームに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 専門部会長 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 総務統括 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

2 代表は、総会において選出する。

3 その他の役員は、代表が指名し総会で承認を得る。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 代表は、プロジェクトチームを代表し、会務を統括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。

3 専門部会長はそれぞれの専門部会を統括する。4

4 事務局長は代表及び副代表を補佐し、プロジェクトチームの会務を処理する。

5 会計はプロジェクトチームの財務を処理する。

6 監事は会計年度ごとに監査を行い、その結果を総会に報告する。

(会議)

第8条 会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は定例総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員の半数以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

3 定例総会は、年1回代表が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告
- (2) 前年度会計報告
- (3) 前年度監査報告
- (4) 当該年度事業計画
- (5) 当該年度予算
- (6) 役員改選
- (7) 会則の改廃
- (8) その他

4 臨時総会は、代表が必要と認めるとき、代表がこれを招集する。

5 総会の議長は代表が行い、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長がこれを決する。

(役員会)

第10条 役員会は代表、副代表、専門部会長、事務局長、総務統括、会計をもって構成し、事業推進の主要事項について審議する。

2 前条第2項及び第5項の規定は、役員会の成立及び議事運営についてこれを準用する。

(専門部会)

第11条 プロジェクトチームに専門部会を置く。

2 会員は、いずれか一つの専門部会に所属する。

3 専門部会に、専門部会長を補佐するため班長を置くことができる。

4 班長はそれぞれの専門部会において、所属する会員の互選により選出する。

5 専門部会は専門部会長が必要と認めるとき、専門部会長が招集する。

6 専門部会は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 専門部会にかかる事業運営に関する事項の審議

(2) 総会が議決した事項の実施

(3) 各専門部会で必要と認めて行う活動

(経費)

第12条 プロジェクトチームの運営に関する経費は、助成金、寄付金等の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 プロジェクトチームの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会に諮ってこれを定める。

附則

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

この会則は、令和2年10月 日より施行する。